

季節労働者資格取得支援事業

- ◆季節労働者の通年雇用化を促進するため、季節労働者の教育訓練の資格取得経費を助成します。
- ◆当協議会指定の教育訓練を受講し、試験合格（資格取得）した季節労働者の方に受講料等の10分の3（限度額10万円）を支給します。

① 助成対象となる季節労働者

申請書を提出する日の属する年度又はその前年度に雇用保険の短期雇用特例求職者給付の受給資格者の内、現に一般被保険者である者を除いた者で、当協議会が指定した教育訓練の受講を承認した者とします。

② 助成対象となる教育訓練

※下記資格は対象教育訓練の一部であるため、詳細はお問い合わせください。

分 野	季 節 労 働 者 資 格 取 得 支 援 事 業
建築・土木	2級電気工事施工管理技士、2級土木施工管理技士など
運輸・通信	大型、大型特殊、けん引、普通2種、大型2種 車両系建設機械、小型移動式クレーン、玉掛など
社会福祉	介護職員初任者研修など
情報処理	パソコン2級検定など

令和6年3月10日までに資格試験の合格が確認できる教育訓練であることが必要です。（教育訓練の受講終了により、資格取得が確認できる場合も含む）。

③ 手続き方法

■助成を受けるためには、事前の相談及び受講希望の教育訓練（講座）の実施計画を協議会に提出し、承認を受けることが必要なことから、受講前に必ず協議会へお問い合わせください。

■助成金の交付を受けるためには、資格試験の合格（教育訓練の受講終了による資格取得）から1ヶ月以内または令和6年3月までの早い日までに当協議会へ助成金の交付申請が必要です。

北海道は、積雪寒冷で厳しい気象条件のため、冬期間の産業活動に大きな制約を受けることから、季節的な業務に従事する季節労働者が約4万5千人あります。その内、南檜山地区では、建設業を中心に約400人が季節労働者として働いております。景気回復の遅れや公共事業が縮減傾向にある中で、季節労働者を取り巻く環境は地域の重要な課題です。

このため江差・上ノ国・厚沢部・乙部・奥尻の自治体や檜山振興局、経済団体が一体となって季節労働者の通年雇用化に取り組んでおります。

檜山振興局／南檜山地域通年雇用促進支援協議会



お問合せ
申請先

〒043-8560 檜山郡江差町字中歌193番地1
南檜山地域通年雇用促進支援協議会
(事務局)江差町産業振興課商工係内
(電話)0139-52-6717 (FAX)0139-52-0234

通年雇用へ しっかりサポート

季節労働者の通年雇用対策

事業所向けセミナー・助成金等相談会

季節労働者向けセミナー開催

現場で役立つ
資格の取得支援

職場体験の実施

通年雇用に向けた
アドバイス・情報提供

南檜山地域通年雇用促進支援協議会